

第117回 定時株主総会招集ご通知 インターネットによる開示事項

2025年1月1日から
2025年12月31日まで

<事業報告>

企業集団の現況に関する事項
当社グループの主要な事業内容
当社グループの主要な営業所および事業所
当社グループの従業員の状況
会計監査人の状況
内部統制システムの整備について

<連結計算書類>

連結持分変動計算書
連結注記表

<計算書類>

株主資本等変動計算書
個別注記表

<監査報告>

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
会計監査人の監査報告

株式会社レゾナック・ホールディングス

法令及び当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.resonac.com/jp/ir/stock-bond-information/report.html>)に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

当社グループの主要な事業内容

| セグメント | 主要な事業内容 |
|---------------------|-------------------------------|
| 半導体・電子材料 | 半導体前工程材料、半導体後工程材料、デバイスソリューション |
| モビリティ | 樹脂成形品、摩擦材、粉末冶金製品、アルミ機能部材 |
| イノベーション材料 | 樹脂材料、機能性化学品、コーティング材料、セラミックス |
| ケミカル | 化学品、グラファイト |
| クラサケミカル (石油化学事業) | オレフィン、有機化学品、合成樹脂 |

(注) 2025年1月1日付で、(株)レゾナックの完全子会社であるクラサケミカル(株)に当社および(株)レゾナックから石油化学事業の吸収分割を行うグループ組織再編を行ったことに伴い、従来は「半導体・電子材料」、「モビリティ」、「イノベーション材料」および「ケミカル」の4つのセグメントとしておりましたが、当事業年度より、「半導体・電子材料」、「モビリティ」、「イノベーション材料」、「ケミカル」および「クラサケミカル」の5つのセグメントに変更しております。

当社グループの主要な営業所および事業所

| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 |
|--------|--------------------------------|--------------------|-------------|
| 本社 | 東京都港区 | 龍野事業所 | 兵庫県たつの市 |
| 関西支店 | 大阪府大阪市 | 横浜事業所 | 神奈川県横浜市 |
| 中部支店 | 愛知県名古屋市 静岡県浜松市 | 塩尻事業所 | 長野県塩尻市 |
| 九州支店 | 福岡県福岡市 | 小山事業所 | 栃木県小山市 大田原市 |
| 川崎オフィス | 神奈川県川崎市 | 喜多方事業所 | 福島県喜多方市 |
| 徳山事業所 | 山口県周南市 | 川崎事業所 | 神奈川県川崎市 |
| 山崎事業所 | 茨城県日立市 ひたちなか市 | 千葉事業所 | 千葉県市原市 |
| 五井事業所 | 千葉県市原市 茨城県神栖市 千葉県野田市 徳島県徳島市 | 秩父事業所 | 埼玉県秩父市 |
| 下館事業所 | 茨城県筑西市 結城市 佐賀県神埼郡 | 先端融合研究所 | 茨城県つくば市ほか |
| 彦根事業所 | 滋賀県彦根市 | 材料科学解析センター | 茨城県つくば市ほか |
| 松戸事業所 | 千葉県松戸市 千葉県香取郡 | 計算情報科学研究センター | 神奈川県横浜市ほか |
| 東長原事業所 | 福島県会津若松市 | 共創の舞台 | 神奈川県横浜市 |
| 伊勢崎事業所 | 群馬県伊勢崎市 | パッケージングソリューションセンター | 神奈川県川崎市 |

(注) 上記は当社および(株)レゾナックの拠点であります。(株)レゾナック以外の当社子会社の拠点については、事業報告「1 企業集団の現況に関する事項(9)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

当社グループの従業員の状況

| 区 分 | 従業員数 | 前期末比増減数 |
|-----|---------|---------|
| 国 内 | 12,121名 | 417名減 |
| 海 外 | 9,404名 | 1,994名減 |
| 合 計 | 21,525名 | 2,411名減 |

- (注) 1.当社の従業員数は346名(前期末比8名増加)であります。全員(株)レゾナックからの出向者です。
2.当社グループのセグメントごとの従業員数は下記のとおりであります。

| セグメント | 従業員数 |
|-------------------|--------|
| 半 導 体 ・ 電 子 材 料 | 8,439名 |
| モ ビ リ テ ィ | 5,379名 |
| イ ノ ベ ー シ ョ ン 材 料 | 1,703名 |
| ケ ミ カ ル | 2,553名 |
| ク ラ サ ス ケ ミ カ ル | 830名 |
| そ の 他 | 2,621名 |

- (注) 全社共通部門の従業員数については「その他」に含めて表示しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等の額

113百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

336百万円

- (注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人および社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間および監査内容などを確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。
2. 当社と会計監査人の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Resonac Graphite Spain S.A.U.、Resonac HD Singapore Pte. Ltd.、Resonac Materials (Thailand) Co., Ltd.、力森諾科(中国)投資有限公司、力森諾科材料(蘇州)有限公司、力森諾科材料(東莞)有限公司、Resonac Materials Johor Sdn. Bhd.の7社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である社債発行に伴うコンフォートレター作成業務を委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

内部統制システムの整備について

当社が内部統制システム(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)として取締役会において決議した事項およびその運用状況の概要は次のとおりであります。

I. 内部統制システムの整備に係る基本方針

当社グループは、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」の整備に関して、その基本方針を以下のとおり定め、適切に運用する。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会議事録等取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程類にしたがって取り扱い、保存、管理する。
- (2) 監査役は、必要ある都度、保存及び管理されている情報の開示・提供を受けることができる。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループはリスクマネジメントに関する規程を定め、その体制と責任範囲を明確にする。
- (2) 当社グループを取り巻くリスクとその影響を認識のうえ経営判断を行うため、各種リスクの評価を含むリスクマネジメント全体の企画、実行の総括を行う専任部署を設置する。
- (3) 頻度と影響度の重要性により抽出された重点リスクはリスクマネジメント委員会でその対策の方向性や妥当性について審議を行い、経営会議・取締役会に報告する。
- (4) 個別重要案件は戦略リスク、オペレーショナルリスク、ハザードリスクの各面から経営会議等の経営幹部による会議体において重点的な審議を実施する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、業務執行の機動性を向上させるため、執行役員を設置し、重要な業務執行の決定の一部を社長以下の執行役員に委任するとともに、経営の基本方針、内部統制システム整備の基本方針等の審議・決定ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を重点的に行う。
- (2) 各機能領域を統括する最高職務責任者(C X O)と各事業領域を統括する事業責任者(B U 長)を設置し、各々の職務権限、分掌業務を明確にすることで、業務を適切かつ効率的に行う。
- (3) 当社グループの重要な事項に関して、社長が必要な諮問を行うため、また、取締役会の前置機関として、経営会議を設置する。
- (4) 当社グループの目指す方向を長期ビジョン、グループ経営方針等で定め、当社グループ全体の課題および目標値を、年間予算として設定し、これに基づく業績管理を行う。
- (5) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化等の観点から、最高デジタル情報責任者(C D I O)を配置し、最適な I T システムを構築し、運用する。
- (6) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われているかを検証するため、内部監査に関する規程を定め、各部署を対象に内部監査部門による監査を行う。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループで働く全ての従業員が守るべき行動・ルールを定める「私たちの行動規範」を制定するとともに、コンプライアンスの強化のためにグループとして遵守すべき標準的な事項を「グローバル・コンプライアンス・スタンダード」等で規定する。
- (2) 「グローバル・コンプライアンス・スタンダード」に基づき、各組織にコンプライアンス責任者を配置するとともに、グループのコンプライアンス全体を総括する専任部署を設置する。
- (3) 当社グループのコンプライアンスに関する活動計画の策定、施策実施状況の評価はグループコンプライアンス委員会にて議論する。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
- (5) コンプライアンスに関する相談・通報窓口を設け、秘密の厳守を徹底し、弁護士等の協力を得て、通報者の不利益にならないよう配慮しながら適切かつ迅速に対応する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループはグループ経営理念としてパーパス(企業としての存在意義)とバリュー(私たちが大切にしている価値観)を定め、浸透を図る。
 - (2) 持株会社取締役会によるグループ全体に対する監督のもと、持株会社である当社と、事業会社である(株)レゾナックは、経営陣を兼任し、両社の経営会議および管理部門を一体的に運営することで、効率的かつ効果的な経営を行う。
 - (3) グループ会社管理の基本方針を「グループ経営規程」に定める。また、グループ会社の重要事項は当社の経営会議・取締役会での審議を行うとともに、財務状況等の経営情報について、当社への報告を義務づける。
 - (4) 当社は、グループ経営の基本的な考え方として、グループ会社を所管する事業部門等による連結経営を行うとともに、機能別の役割に応じた支援を行う。
 - (5) 当社グループ全体に適用される経営に関する基本的な考え方を定めた規程類を整備・運用し、これら規程類のグループ各社における共有および遵守の徹底を図る。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 監査役職務を補助するため、監査役室を設置する。
 - (2) 内部監査部門は、監査計画の策定及び実施に関して、監査役と連携する。
 7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、指示の実効性に関する事項
 - (1) 監査役室スタッフの人事異動や評価等は、監査役の承認のうえで行う。当該使用人はもっぱら監査役の指揮命令に従う。
 - (2) 監査役室に所属する使用人を懲戒に処する場合、予め監査役の承認を得る。
 - (3) 取締役は、監査役室に所属する使用人が監査役職務を補助することにつき不当な制約を加えない。
 8. 監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は経営会議等の当社の重要な会議に出席することができる。
 - (2) 取締役が著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (3) 当社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等の重要な会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定常的に報告を行う。
 - (4) 内部監査部門による当社及び事業会社を含むグループ会社に対する内部監査の計画・進捗・結果については、遅滞なく監査役に報告する。
 9. 監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由に不当な取扱いを受けないよう必要な規程の整備を行う。
 10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該監査役職務の執行について生ずる費用の支払その他の事務は監査役室が担当する。当社は、監査役から費用の前払その他支払に関する請求があったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 11. その他の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 社長および最高リスク管理責任者(CRO)は、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために、監査役との定期会合を実施する。
 - (2) 内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図り、必要な監査役の指示に対応する。
 - (3) 当社は、監査役による監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行う。
 - (4) 当社は、監査役が必要とする場合、監査役が独自に弁護士若しくは会計士等の専門家を活用し、監査に関する助言を受ける機会を保障する。

II. 内部統制システムの運用状況の概要

1. 取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等取締役職務の執行に係る情報は、取締役会規則、資料管理規程等に示す通り取扱い、保存、管理しています。また、監査役からの要請に対しては、適時に開示・提供しています。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、トップマネジメント、取締役会、経営会議等の役割と責任範囲を明確にするとともに、最高経営責任者(CEO)が議長を務めるリスクマネジメント委員会で発生頻度と影響度の観点から重要度や優先度の高いリスクを洗い出し、オペレーショナルリスク、ハザードリスク、戦略リスクを含む、リスクアセスメント結果を審議しています。

当社グループを取り巻くリスクとその影響を認識のうえ経営判断を行うため、各種リスクの評価を含むリスクマネジメント全体の企画、実行の総括を行う専任部署としてCSO/CR0組織にリスクマネジメント部を設置しています。同部はリスクを俯瞰的・網羅的に監視し、必要に応じてリスクマネジメント委員会で課題を共有するとともに重点リスクについては取締役会に報告しています。

個別重要案件に伴うリスクについては戦略リスク、オペレーショナルリスク、ハザードリスクの各面から経営会議等の経営幹部による会議体において重点的な審議を実施しています。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の基本方針、内部統制システム整備の基本方針等の審議・決定ならびに取締役および執行役員

の職務の執行の監督を重点的に行っています。
業務執行の機動性を向上させるため、執行役員を設置し、重要な業務執行の決定の一部を社長執行役員および各機能領域を統括する最高職務責任者(CXO)、各事業領域を統括する事業責任者(BU長)に委任しています。また、取締役会の前置機関として最高経営責任者(CEO)が議長を務める経営会議を設置しており、取締役会で決定する事項は、予め経営会議で審議を行っています。業績は長期ビジョン、グループ経営方針等に沿った年間予算に基づき管理しています。

専任部署であるCDIO組織において、最適なITシステムを構築し、運用しています。

内部監査規程に基づき、内部監査部が各部署に対する監査を行い、監査結果は最高経営責任者(CEO)に直接報告され、監査役にも共有されています。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「私たちの行動規範」および「グローバル・コンプライアンス・スタンダード」を制定し、遵守事項について規定しています。

「グローバル・コンプライアンス・スタンダード」に基づき、専任部署としてCSuO組織にコンプライアンス部を設置するとともに各組織にコンプライアンス責任者を配置しています。また、グループコンプライアンス委員会を設置し、活動計画の策定、施策実施状況の評価を実施しています。

財務報告に関する内部統制体制を整備・運用しています。

コンプライアンスに関する相談・通報窓口を設け、人権、個人情報等に配慮し、適切に運用しています。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ経営理念を定め、当社取締役会によるグループ全体に対する監督のもと効率的かつ効果的な経営に努めています。具体的には「グループ経営規程」に基づき、グループ会社の重要事項は当社の経営会議・取締役会での審議を行い、また財務状況等の経営情報について報告も受けています。

当社グループのグループ経営は、グループ会社を所管する事業部門等が事業運営を主導することを基本とし、管理部門が機能別の役割に応じた支援を行っています。そのために規程類を整備・運用し、共有および遵守の徹底を図っています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを配しています。

内部監査部門は、監査計画の策定および実施に関して、監査役と連携しています。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、指示の実効性に関する事項

監査役室の専任スタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従っています。

人事異動や評価等は、監査役の承認のうえで実施しており、取締役等による不当な制約はありません。

8. 監査役への報告に関する体制

監査役は経営会議等の当社の重要な会議に出席しています。

監査役に対して、取締役会や経営会議等の重要な会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等、定期的に報告を行っています。また、内部監査の計画・進捗・結果については、遅滞なく監査役に報告しています。

9. 監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「グループ経営規程」等を定め、報告者が不当な取扱いを受けることのないよう規定しています。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当該費用については、監査役室が、適切に処理しています。

1 1. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長および最高リスク管理責任者(CRO)は、監査役と定期に会合し、意見交換を実施しています。

内部監査部門および会計監査人は、定期に会合し、監査役との連携を図り、必要な監査役の指示に対応しています。

監査役による監査の実効性を高めるための監査役の往査等や、外部の専門家の活用に対して、必要な支援を実施しています。

以上

連結持分変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 | | | |
|----------------------------|-----------------------------|-----------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 利 益 剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高 | 182,146 | 108,863 | △13,172 | 318,643 |
| 当 期 利 益 | - | - | - | 29,031 |
| その他の包括利益 | - | - | - | - |
| 当期包括利益合計 | - | - | - | 29,031 |
| 配 当 金 | - | - | - | △11,787 |
| 自己株式の取得 | - | - | △7 | - |
| 自己株式の処分 | - | 46 | 770 | - |
| 株式報酬取引 | - | △28 | - | - |
| 非支配持分の取得 | - | △200 | - | - |
| その他の包括利益累計額 から利益剰余金への振替 | - | - | - | 7,687 |
| 所有者との取引額等合計 | - | △182 | 763 | △4,100 |
| 当 期 末 残 高 | 182,146 | 108,681 | △12,409 | 343,574 |

| | 親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 | | | | | | 非支配持分 | 資 本 合 計 |
|----------------------------|-----------------------------|------------------------|--------------------------|---|--------|---------|--------|---------|
| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | | 合 計 | | |
| | FVT OCIの 金 融 資 産 | 確 定 給 付 制 度 の 再 測 定 | 在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 | キ ャ ッ シ ョ ン ・ フ ロ ッ キ ン グ ・ ヘ ッ ジ | 合 計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 6,517 | - | 61,848 | △229 | 68,136 | 664,616 | 27,390 | 692,006 |
| 当 期 利 益 | - | - | - | - | - | 29,031 | 2,017 | 31,048 |
| その他の包括利益 | △1,676 | 7,521 | 10,357 | 209 | 16,411 | 16,411 | 904 | 17,315 |
| 当期包括利益合計 | △1,676 | 7,521 | 10,357 | 209 | 16,411 | 45,442 | 2,921 | 48,363 |
| 配 当 金 | - | - | - | - | - | △11,787 | △1,550 | △13,337 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | △7 | - | △7 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | - | - | 816 | - | 816 |
| 株式報酬取引 | - | - | - | - | - | △28 | - | △28 |
| 非支配持分の取得 | - | - | - | - | - | △200 | - | △200 |
| その他の包括利益累計額 から利益剰余金への振替 | △166 | △7,521 | - | - | △7,687 | - | - | - |
| 所有者との取引額等合計 | △166 | △7,521 | - | - | △7,687 | △11,206 | △1,550 | △12,756 |
| 当 期 末 残 高 | 4,675 | - | 72,205 | △20 | 76,860 | 698,852 | 28,761 | 727,613 |

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」といいます。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 100社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社レゾナック
サンアロマー株式会社
鶴崎共同動力株式会社
株式会社レゾナック・ガスプロダクツ
株式会社レゾナック・ハードディスク
株式会社レゾナック・グラフィイト・ジャパン
クラサスケミカル株式会社
Resonac Graphite Spain S.A.U.
Resonac HD Singapore Pte. Ltd.
Resonac Materials (Thailand) Co., Ltd.
力森諾科（中国）投資有限公司
力森諾科材料（蘇州）有限公司
力森諾科材料（東莞）有限公司
Resonac Materials Johor Sdn. Bhd.
Resonac Graphite America Inc.

(3) 連結子会社の増減

増加：1社

減少：23社

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社の数 34社

(2) 主要な持分法適用会社の名称

HD MicroSystems L.L.C.

(3) 持分法適用会社の増減

当連結会計年度における増減はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の子会社の決算日は3月31日であり、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社の報告期間の末日は親会社の報告期間の末日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

① デリバティブ以外の金融資産

デリバティブ以外の金融資産はその当初認識時に償却原価で測定する金融資産、FVTPLの金融資産及びFVTOCIの金融資産に分類しております。売上債権等は発生日に当初認識し、その他の全ての金融資産は契約条項の当事者となった日に当初認識しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をいずれも満たす金融資産は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有しております。
- ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのキャッシュ・フローのみが特定の日に生じます。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に、当該金融資産の公正価値に取得費用を加算した金額で測定しております。但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。また、当初認識後は実効金利法による償却原価（減損損失控除後）で測定しております。

(b) FVTPLの金融資産

売買目的で保有する資本性金融資産及び償却原価で測定する金融資産に分類されない負債性金融資産はFVTPLの金融資産としております。FVTPLの金融資産は当初認識時に公正価値で測定し、当該金融資産の取得費用は発生時に純損益として認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

(c) FVTOCIの金融資産

売買目的以外で保有する資本性金融資産は当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行いFVTOCIの金融資産としております。FVTOCIの金融資産は、当初認識時に、当該金融資産の公正価値に取得費用を加算した金額で測定しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。FVTOCIの金融資産の認識を中止した場合には、その他の包括利益累計額を利益剰余金に振り替えております。なお、FVTOCIの金融資産からの配当については純損益として認識しております。

(d) 金融資産の認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合又は金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合には、当該金融資産の認識を中止しております。

② 金融資産の減損

売上債権及びその他の債権に関する予想信用損失に係る貸倒引当金については、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かを評価しております。当該金融資産について、信用リスクが当初認識後に著しく増大している場合には、金融資産の予想残存期間の全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。但し、売上債権については、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

信用リスクの著しい増大の有無は、支払期日の経過情報のほか、債務者の経営成績の悪化の情報等の債務不履行発生のリスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があり信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、支払期日の経過情報のほか、債務者の経営成績の悪化の情報等も考慮しております。金融資産の全部又は一部について回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断しております。債務不履行に該当した場合、又は発行者もしくは債務者の著しい財政的困難が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。なお、預金及びデリバティブは、いずれも信用度の高い金融機関との取引であることから、それらの信用リスクは限定的であります。

予想信用損失は、金融資産に関して契約上支払われるキャッシュ・フロー総額と、受取りが見込まれる将来キャッシュ・フロー総額との差額の割引現在価値を発生確率により加重平均して測定します。支払遅延の存在、支払期日の延長、外部信用調査機関による否定的評価、債務超過等悪化した財政状況や経営成績の評価を含む、一つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損が生じた金融資産として個別的评价を行い、主に過去の貸倒実績や将来の回収可能額等に基づき予想信用損失を測定しております。信用減損が生じていない金融資産については、個別に重要な場合は個別評価、それ以外の場合は信用特性が同一であるため、主に過去の貸倒実績に必要な応じて現在及び将来の経済状況等を踏まえて調整した引当率等に基づく集成的評価により予想信用損失を測定しております。

売上債権及びその他の債権に関する予想信用損失については、帳簿価額を直接減額せず、貸倒引当金を計上しております。予想信用損失の変動額は減損損失として純損益に認識しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれております。なお、金融資産について、全ての回収手段がなくなり、回収可能性がほぼ尽きたと考えられる時点で、金融資産の全体又は一部を回収するという合理的な予想を有していないと判断し、直接償却しております。

③ デリバティブ以外の金融負債

デリバティブ以外の金融負債は、主に償却原価で測定する金融負債に分類しております。発行した負債証券についてはその発行日に当初認識し、その他の金融負債は取引日に当初認識しております。

当社グループは、デリバティブ以外の金融負債として、社債及び借入金、仕入債務等を有しており、公正価値から取引費用（発行費用等）を控除した金額で当初認識し、当初認識後は実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

金融負債が消滅した場合、つまり契約上の義務が履行されるか、債務が免責、取消又は失効となった場合には、その金融負債の認識を中止しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク、金利変動リスク及び材料の価格変動リスクをヘッジするために、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、コモディティスワップ取引及び商品先渡取引等のデリバティブ取引を行っております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。但し、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループでは、ヘッジ開始時にヘッジ会計を適用しようとするヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理の目的及び戦略について、文書化しております。また、ヘッジ手段がヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して相殺効果があると見込まれるかどうかをヘッジ対象期間中継続的に評価しております。

(a) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益として認識しております。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジの効果が有効である限り、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動は、その他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が棚卸資産等の非金融資産（の認識）を生じさせる予定取引の場合においては、その他の包括利益として認識した金額は資産の取得原価の調整として処理しております。ヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合にはヘッジ会計の適用を中止しております。また、予定取引の発生が見込まれなくなった場合、その他の包括利益として認識していた金額は即時に純損益に振り替えております。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で評価しております。棚卸資産の取得原価は、主として総平均法に基づいて算定しております。また、正味実現可能価額とは、通常の営業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除したものをいいます。なお、当社グループの保有する棚卸資産の一部は、価格変動の著しい経済環境の影響を受ける傾向にあるため、市場価格が下落した場合には、損失が発生する可能性があります。特に原油価格が著しく下落した場合や黒鉛電極の需要が急激に減少した場合には、棚卸資産の評価減の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 企業結合

企業結合の会計処理は取得法によっており、取得の対価は被取得企業の支配と交換に譲渡した資産及び当社グループが以前から保有していた持分（取得日の公正価値）の合計として測定されます。また、取得関連費用は発生時に費用処理しております。

取得の対価と非支配持分の合計額が被支配企業の純資産の公正価値を上回る場合はその差額をのれんとして計上し、下回る場合にはその差額は直ちに純損益として認識しております。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、将来の解体、除去及び原状回復費用を含めております。

有形固定資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法により減価償却を行っております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2年から75年
- ・機械装置、運搬具及び工具器具備品 2年から22年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(5) 無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定方法は「(3) 企業結合」に記載しております。当初認識後は、取得原価から減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。

のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

② その他の無形資産

無形資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法により償却を行っております。耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|----------------|---------|
| ・自社利用ソフトウェア | 主として5年 |
| ・マーケティング関連無形資産 | 主として20年 |
| ・顧客関連無形資産 | 主として20年 |
| ・技術関連無形資産 | 主として7年 |

(6) リース

(借手)

当社グループでは、主に不動産を賃借しており、原資産を使用する権利である使用権資産と、リース料を支払う義務であるリース負債を認識し、リースに関する費用を使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る支払利息として認識しております。なお、短期リース及び少額資産のリースについては、IFRS第16号第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

① 使用権資産

使用権資産の測定については原価モデルを採用し、リース開始日における取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって「有形固定資産」及び「無形資産」に含めて計上しております。

取得原価には、リース負債の当初測定のコスト、借手に発生した当初直接コスト等を含めております。各使用権資産は、リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方までをわたって、定額法で減価償却を行っております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。

なお、耐用年数又はリース期間に変更があった場合は、会計上の見積りの変更として扱い、将来に向かって適用しております。

② リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料をリースの計算利率率又は借手の追加借入利率率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。リース期間中の各期間におけるリース負債に係る金利費用は、リース負債の残高に対する毎期一定の率をリース期間にわたり純損益として認識しており、連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

(7) 非金融資産の減損

期末日ごとに減損の兆候の有無の判定を行い、減損の兆候がある場合、減損テストを実施しております。

減損テストは、資産又は資金生成単位ごとに回収可能価額を見積り、帳簿価額と比較することによって行っております。資金生成単位は、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額をいいます。使用価値は、税引前の見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定されます。資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その資産について減損損失を認識しております。

のれん以外の資産又は資金生成単位に関しては、過年度に認識された減損損失について、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が認められる場合、当該資産又は資金生成単位を対象に回収可能価額の見積りを行います。その結果、見積られた回収可能価額が帳簿価額を超える場合には、過年度に減損損失が認識されなかったと仮定した場合に計算される、減価償却費（又は償却費）控除後の帳簿価額を上限として減損損失の戻し入れを行っております。

(8) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、主に売却により回収が見込まれる非流動資産又は処分グループのうち、現在の状態で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高い場合には、売却目的で保有する資産として分類しております。

売却目的で保有する資産は、減価償却又は償却を行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定しております。

(9) 退職後給付

① 確定給付制度

当社及び一部の子会社は確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した純額を連結財政状態計算書で資産又は負債として認識しております。確定給付制度債務の現在価値は予測単位積増方式により算定しており、割引率は確定給付制度債務と概ね同じ満期を有する優良社債の利回りを使用しております。

確定給付資産又は負債の純額の再測定差額は、発生した期にその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の包括利益累計額から利益剰余金に振替えております。

また、過去勤務費用は発生した期に純損益として認識しております。

② 確定拠出制度

当社及び一部の子会社は確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的義務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出年金制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用処理しております。

(10) 引当金

過去の事象の結果として、法的義務又は推定的義務を有しており、当該義務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ、当該義務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に引当金を計上しております。当該見積りについては、報告期間の末日における義務を決済するため、又は義務を第三者に移転するために要する支出の最善の見積りに基づいて測定されます。計上された引当金は、決算日における義務に関するリスクや不確実性を考慮に入れた、義務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって重要な影響を受ける可能性があります。

なお、義務の決済までの期間が長期となると想定され、貨幣の時間的価値が重要である場合には、決済時に予測される支出額の現在価値により引当金を測定しております。現在価値の算出には、貨幣の時間的価値及び当該義務に固有のリスクを反映した税引前の割引率を使用しております。

(11) 収益認識

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で収益を認識する。

当社グループは、半導体・電子材料、モビリティ、イノベーション材料、ケミカル、クラサスケミカルの各製品の製造、販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、顧客との契約に基づき、主に顧客に製品を販売し検収を受けた時点において支配が移転し、履行義務が充足されることから、検収時点において収益を認識しております。

これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。リベートなどの見積りは過去の実績などに基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが発生しない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

取引価格の算定においては、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。

なお、製品の販売契約における対価は、履行義務の充足時点である製品の引き渡し後、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含めておりません。

また、当社グループは、本人又は代理人のいずれとして取引を行っているかを、顧客に財又はサービスを移転する前に特定された財又はサービスを支配しているかに基づき判断をしております。その結果、本人として取引を行っている判断された場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示し、代理人として取引を行っている判断された場合は、顧客から受領する対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた純額で収益を表示しております。

(12) 外貨換算

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成しております。また、当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

② 外貨建取引

外貨建の取引は、取引日における直物為替相場又は為替に著しい変動がある場合を除き、それに近似するレートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。但し、FVTOCIの金融資産及び適格キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

③ 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートにより、収益及び費用項目は為替に著しい変動がある場合を除き、期中平均為替レートにより日本円に換算しております。この在外営業活動体の財務諸表の換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(13) グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、(株)レゾナック・ホールディングスを通算親法人としたグループ通算制度を適用しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「半導体・電子材料」、「モビリティ」、「イノベーション材料」、「ケミカル」、「クラサスケミカル」の各製品の製造・販売を主な事業としており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績評価のために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。また、売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分解しております。これらの分解した収益と各報告セグメントの売上収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | | | その他 (注) 1 | 合計 |
|------------|--------------|---------|---------------|---------|--------------|-----------|--------------|-----------|
| | 半導体・ 電子材料 | モビリティ | イノベー ション材料 | ケミカル | クラサス ケミカル | 計 | | |
| 地域別 | | | | | | | | |
| 日本 | 72,549 | 78,495 | 60,366 | 103,112 | 256,529 | 571,051 | 13,661 | 584,712 |
| 中国 | 138,555 | 12,711 | 18,523 | 941 | 22,781 | 193,511 | 538 | 194,049 |
| アジア(中国除く) | 284,945 | 59,123 | 6,758 | 6,639 | 20,732 | 378,197 | 2,825 | 381,022 |
| その他 | 10,287 | 28,101 | 6,555 | 63,666 | 260 | 108,869 | 78,473 | 187,342 |
| 外部顧客への売上収益 | 506,336 | 178,430 | 92,202 | 174,358 | 300,302 | 1,251,628 | 95,497 | 1,347,125 |

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない製造・販売等の事業を含んでおります。

2 売上収益は主に顧客との契約から認識された収益であり、その他の源泉から認識された収益の額に重要性はありません。

3 地域別の収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

4 2025年1月1日付で、(株)レゾナックの完全子会社であるクラサスケミカル(株)に当社及び(株)レゾナックから石油化学事業の吸収分割を行うグループ組織再編を行ったことに伴い、従来は「半導体・電子材料」、「モビリティ」、「イノベーション材料」及び「ケミカル」の4つの報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より、「半導体・電子材料」、「モビリティ」、「イノベーション材料」、「ケミカル」及び「クラサスケミカル」の5つの報告セグメントに変更しております。また、2025年1月1日付の組織変更に伴い、カーボン負極材を主要製品とする蓄電摺動材料事業について、当連結会計年度より、報告セグメントを「モビリティ」から「ケミカル」に変更しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 5. 会計方針に関する事項 (11) 収益認識」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. ㈱レゾナックの子会社化により認識されたのれんを含む無形資産の減損の兆候に関する判断

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、㈱レゾナック(以下、「REC社」といいます。)の子会社化に係るのれん274,445百万円、顧客関連無形資産106,606百万円、技術関連無形資産11,332百万円を計上しております。当該のれんを含む無形資産の減損の兆候に関する判断は、事業に関連する資産グループにのれんを含む無形資産を加えた、より大きな単位(以下、「のれんを含む資産グループ」といいます。)で行われております。2025年12月31日現在ののれんを含む資産グループに配分されている金額は以下のとおりであります。

なお、2025年1月1日付の組織変更に伴い、カーボン負極材を主要製品とする蓄電摺動材料事業について、当連結会計年度より、報告セグメントを「モビリティ」から「ケミカル」に変更しております。

(単位：百万円)

| 報告セグメント | 資金生成単位グループ | のれん | 顧客関連無形資産 | 技術関連無形資産 |
|-----------|--------------|---------|----------|----------|
| 半導体・電子材料 | エレクトロニクス事業本部 | 231,863 | 92,076 | 9,060 |
| モビリティ | モビリティ事業本部 | 18,563 | 6,476 | 897 |
| イノベーション材料 | 機能材料事業本部 | 17,295 | 5,705 | 1,050 |
| ケミカル | 蓄電摺動材料統括部 | 6,724 | 2,348 | 325 |
| 合計 | | 274,445 | 106,606 | 11,332 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんが配分された資金生成単位グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は経営者により承認された事業計画を基礎とした税引前の将来キャッシュ・フローの見積額を、税引前の加重平均資本コストを基に算定した割引率で現在価値に割引いて算定しております。事業計画は外部情報に基づき過去の経験を反映したものであり、のれんを含む資産グループの関連する市場の成長に伴う売上収益の増加といった主要な仮定が含まれております。また、使用価値の測定に用いる割引率の見積りにおいては、計算手法及びインプットデータの選択にあたり、評価に関する高度な専門知識を必要とします。当該仮定は、市場環境の変化等により影響を受けるため不確実性を伴い、これらの仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんを含む無形資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。なお、計画期間は原則として5年を限度としております。事業計画期間後のキャッシュ・フローは、資金生成単位グループが属する市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率をもとに算定しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産
有形固定資産 7,964百万円
担保に係る債務の金額
長期借入金 400百万円
(含1年以内返済予定額)
2. 資産から直接控除した貸倒引当金
売上債権 1,294百万円
その他の金融資産(流動資産) 470百万円
その他の金融資産(非流動資産) 1,381百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,236,284百万円
なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
4. 保証債務
関係会社等の借入金等に対する保証債務 3,812百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 184,901,292株
※普通株式には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式383,471株及びインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」が保有する当社株式36,895株を含めております。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2025年3月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 11,787 | 65 | 2024年12月31日 | 2025年3月27日 |

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(2024年12月31日基準日:572,900株)に対する配当金37百万円及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式(2024年12月31日基準日:42,600株)に対する配当金3百万円を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2026年3月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 11,791 | 65 | 2025年12月31日 | 2026年3月27日 |

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(2025年12月31日基準日:383,471株)に対する配当金25百万円及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式(2025年12月31日基準日:36,895株)に対する配当金2百万円を含めております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除きます。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 21,927,420株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格リスク・株価変動リスク）、信用リスク及び流動性リスク等の様々なリスクによる影響を受ける可能性があり、これらの財務上のリスクを回避もしくは低減するためにリスク管理を行っております。

① 為替リスク

当社及び一部の連結子会社は、外貨建の営業債権債務等について、通貨別決済月別に把握された為替の変動リスクに対して、その一部については為替予約取引、必要に応じて通貨オプション取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

② 金利リスク

当社及び一部の連結子会社は、運転資金及び設備投資資金の調達や資金運用における金利変動リスクを低減するために、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持することや、必要に応じて金利スワップ取引等のデリバティブ取引を利用しております。

③ 価格リスク

当社及び一部の連結子会社は、アルミ地金の売買取引等について、価格変動リスクを低減するために、商品先渡取引等のデリバティブ取引を利用しております。

④ 株価変動リスク

当社グループの保有する有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、株価変動リスクに晒されております。定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

⑤ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社グループの営業活動から生じる売上債権及びその他の債権は顧客の信用リスクに晒されております。売上債権について、与信管理規程及び債権管理規程に従い担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことでリスクの低減を図っております。その他の債権（未入金等）及び貸付金等のその他の金融資産については、取引開始時の信用状況について社内での承認プロセスを踏んでおり、取引開始後も、取引先の状況を定期的にモニタリングし、信用状況を確認しております。子会社においてもグローバル与信管理規程及び債権管理規程に従い同様の管理を行っております。さらに市場リスクを軽減する目的で行うデリバティブ取引については、取引相手先である金融機関の信用リスクに晒されております。なお、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

⑥ 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

当社は、各事業部門の入出金予定に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持及び取引金融機関とのコミットメントライン契約の締結等により流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、資金繰計画を元にグループ金融等を利用し流動性リスクを回避しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値のヒエラルキーは、その測定に使用する指標の観察可能性が高い順に以下の3つのレベルに区分しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の公表価格

レベル2：レベル1以外の直接的又は間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

公正価値の測定に複数の指標を使用している場合には、その測定において重要な指標のうち、最も観察可能性が低いものに基づいて公正価値のレベルを決定しております。公正価値のレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

上場株式についてはその株価により公正価値を測定しており、公正価値レベル1に分類しております。

非上場株式については類似企業比較法及び純資産価値に基づく評価技法等を用いて公正価値を測定しており、公正価値レベル3に分類しております。なお、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント等を加味しております。

社債及び借入金については公正価値レベル2に分類しております。

デリバティブ取引については観察可能な市場データに基づいて公正価値を測定しており、FVTPLの金融資産又はFVTPLの金融負債として公正価値レベル2に分類しております。また、評価額は為替レート等の観察可能な市場データを用いて、定期的に検証されております。

① 償却原価で測定する金融商品

(単位：百万円)

| 項目 | 帳簿価額 | 公正価値 |
|---------|---------|---------|
| 負債 | | |
| 社債及び借入金 | 946,621 | 931,876 |

② 経常的に公正価値で測定する金融商品

(単位：百万円)

| 項目 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|----------|------|------|--------|--------|
| 資産 | | | | |
| その他の金融資産 | | | | |
| デリバティブ | — | 351 | — | 351 |
| 有価証券等 | 295 | 59 | 12,796 | 13,150 |
| 負債 | | | | |
| その他の金融負債 | | | | |
| デリバティブ | — | 626 | — | 626 |

当連結会計年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

公正価値レベル3に分類される経常的に公正価値により測定する金融商品の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 項目 | FVTPLの金融資産 | FVTOCIの金融資産 | 合計 |
|--------------------|------------|-------------|--------|
| 2025年1月1日時点の帳簿価額 | 4,712 | 13,530 | 18,242 |
| 純損益 | △2,108 | — | △2,108 |
| その他の包括利益 | — | △2,180 | △2,180 |
| 購入 | 43 | 98 | 141 |
| 売却又は償還 | △74 | △1,427 | △1,501 |
| その他 | △54 | 256 | 202 |
| 2025年12月31日時点の帳簿価額 | 2,519 | 10,277 | 12,796 |

上記の金融資産に係る純損益は連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

レベル3に分類される金融商品は、適切な権限者に承認された公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続に従い、評価者が各対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を算定しております。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しております。

レベル3に分類された金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分 3,861円43銭

基本的1株当たり当期利益 160円49銭

※当連結会計年度における普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を含めております。なお、当連結会計年度において、当該株式給付信託(BBT)及び当該株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式の期中平均株式数は461千株及び40千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

退職給付制度の改定

当社の連結子会社である㈱レゾナックは、2026年1月1日付で現行の退職金制度の改定を行い、確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度への移行を予定しております。なお、移行時点の確定給付制度債務及び制度資産の再測定を実施中であるため、連結計算書類に与える影響額は算定中です。

(その他の注記)

1. 主要な減損損失

当社グループは、原則として事業部を基準としてグルーピングを行っております。なお、一部の連結子会社については、規模等を鑑み、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、51,035百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「売上原価」に27,554百万円、「販売費及び一般管理費」に23,481百万円計上しております。

減損損失を認識した主要な資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 報告セグメント | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---------|-------------|------------------|--------|
| モビリティ | 樹脂成形品製造設備他 | 土地 | 720 |
| | | 建物及び構築物 | 968 |
| | | 機械装置、運搬具及び工具器具備品 | 1,924 |
| | | 使用権資産 | 87 |
| | | 建設仮勘定 | 46 |
| | | のれん | 12,067 |
| | | ソフトウェア | 43 |
| | | 顧客関連無形資産 | 4,283 |
| | | 技術関連無形資産 | 680 |
| | | 合計 | 20,818 |
| その他 | 電気機械器具の製造販売 | 土地 | 2,031 |
| | | 建物及び構築物 | 4,939 |
| | | 機械装置、運搬具及び工具器具備品 | 8,393 |
| | | 使用権資産 | 1,640 |
| | | 建設仮勘定 | 2,252 |
| | | ソフトウェア | 152 |
| | | マーケティング関連無形資産 | 784 |
| | | 技術関連無形資産 | 116 |
| | | その他の無形資産 | 57 |
| 合計 | 20,364 | | |

(注) 1 樹脂成形品事業について、当社の樹脂成形品事業に係る連結子会社の全発行済株式の株式譲渡契約の締結に伴い、売却対象事業に係る資産について、IFRS第5号に準拠して売却目的として分類、測定した結果、売却予定価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。なお、回収可能価額は、株式譲渡契約締結時の売却予定価額に基づく処分コスト控除後の公正価値により算定し、9,029百万円と評価しております。当該公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。

2 電気機械器具事業について、Fiamm Energy Technology S.p.A.の全発行済株式の譲渡契約の締結に伴い、売却対象事業に係る資産について、IFRS第5号に準拠して売却目的として分類、測定した結果、売却予定価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。回収可能価額は金額的に重要なものではありません。なお、回収可能価額は株式譲渡契約の譲渡価額を基礎とした処分コスト控除後の公正価値により算定しており、当該公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。

2. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

第117期 (2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|----------------|-------------|-----------|-----------------|-------|-------------|-------------|---------|---------|------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金 合計 | | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | | 固定資産圧 縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 182,146 | 66,722 | 52,813 | 119,535 | 10,001 | 124 | 5,000 | 113,641 | 128,766 | △13,172 | 417,276 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | - | | | | △11,787 | △11,787 | | △11,787 | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | - | | △2 | | 2 | - | | - | |
| 税率変更による積立金の調整額 | | | | - | | △2 | | 2 | - | | - | |
| 当期純利益 | | | | - | | | | 1,770 | 1,770 | | 1,770 | |
| 自己株式の取得 | | | | - | | | | | - | △7 | △7 | |
| 自己株式の処分 | | | 46 | 46 | | | | | - | 770 | 816 | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | - | | | | 30 | 30 | | 30 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 46 | 46 | - | △4 | - | △9,984 | △9,988 | 763 | △9,179 | |
| 当期末残高 | 182,146 | 66,722 | 52,859 | 119,581 | 10,001 | 120 | 5,000 | 103,657 | 118,779 | △12,409 | 408,097 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------|------------|---------|
| | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 61,896 | 61,896 | 479,172 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △11,787 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | - |
| 税率変更による積立金の調整額 | | | - |
| 当期純利益 | | | 1,770 |
| 自己株式の取得 | | | △7 |
| 自己株式の処分 | | | 816 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 30 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | △11,589 | △11,589 | △11,589 |
| 当期変動額合計 | △11,589 | △11,589 | △20,767 |
| 当期末残高 | 50,308 | 50,308 | 458,405 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法に基づく原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法に基づく原価法 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | |
| (1) 有形固定資産 | 定額法 |
| (2) 無形固定資産 | 定額法 |
| 4. 繰延資産の処理方法 | 社債発行費等については、支出時に全額を費用として処理しております。 |
| 5. 引当金の計上基準 | |
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 取締役を支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |
| (4) 株式給付引当金 | 役員株式給付規程及び株式給付規程に基づく、取締役、執行役員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。 |
| 6. 収益及び費用の計上基準 | 当社では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく受取配当金及び受取利息並びに企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入等を除き、顧客との契約に基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。 当社は、当社グループの戦略立案及び当社グループ全体の統括管理を主な事業とし、子会社との契約に基づき経営指導等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。 |

(収益認識に関する注記)

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

株式会社レゾナック株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式には、株式会社レゾナックに対するものが882,601百万円含まれております。

非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要になります。また、企業買収により超過収益力を見込んで関係会社株式等の取得を行った場合は、当該超過収益力が見込めなくなった段階で、実質価額が著しく低下したとして評価損の認識が必要となります。

当社は、2023年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であったHCホールディングス株式会社（以下、「HCH社」といいます。）を吸収合併消滅会社とし、HCH社の完全子会社であった株式会社レゾナック（旧昭和電工マテリアルズ株式会社、以下、「REC社」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併を行いました。HCH社は、REC社の株式を所有することにより、事業活動の支配及び管理を主たる目的として設立された当社の完全子会社であります。

当社は、HCH社を通じてREC社への投資を行い、HCH社は、REC社の超過収益力を見込んでREC社の純資産より高い価額でREC社株式を取得いたしました。当社は、REC社の実質価額を算定した結果、実質価額に著しい低下は生じていないと判断しております。当社の連結財務数値にはREC社の子会社化により認識されたのれんを含む無形固定資産が多額に含まれているため、当該のれんを含む無形固定資産の減損の兆候に関する判断が、REC社株式の評価に重要な影響を及ぼします。このため、REC社の超過収益力については、連結財政状態計算書に計上されているのれん等と同様の仮定が含まれますが、その内容は連結計算書類の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載している内容と同一であります。

当事業年度において、REC社株式の実質価額は帳簿価額と比較して著しく低下しておりませんが、REC社の超過収益力に関する主要な仮定については不確実性を伴い、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。なお、当社は上記の仮定が合理的な範囲で変動する限りにおいて、重要な関係会社株式評価損が発生する可能性は低いと判断しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「為替差益」は1,296百万円です。

前事業年度において、独立掲記していた「資金調達費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「雑支出」に含めております。なお、当事業年度の「資金調達費用」は754百万円であります。

貸借対照表

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「繰延税金資産」は4,341百万円です。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|-----------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 667百万円 |
| 2. 保証債務等 | |
| 関係会社等の借入金等に対する保証債務 | 4,412百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 66,484百万円 |
| 長期金銭債権 | 239,763百万円 |
| 短期金銭債務 | 92,303百万円 |

(損益計算書に関する注記)

| | |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業収益 | 16,641百万円 |
| 営業費用 | 6,955百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 10,244百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,918,394株 |
|------|------------|

※普通株式には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式383,471株及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式36,895株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------------------|------------|
| 有価証券 | 18,805百万円 |
| 固定資産減損処理 | 7,659百万円 |
| 繰越欠損金 | 4,411百万円 |
| 未払事業税 | 106百万円 |
| 未確定債務 | 107百万円 |
| 賞与引当金 | 212百万円 |
| 貸倒引当金 | 1,684百万円 |
| その他 | 734百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 33,717百万円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △2,367百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △22,291百万円 |
| 評価性引当額小計 | △24,658百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 9,059百万円 |

(繰延税金負債)

| | |
|---------------|-----------|
| 時価評価による簿価修正額 | △2,374百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | △55百万円 |
| その他 | △138百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △2,567百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 6,492百万円 |

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、「防衛特別法人税」の適用による財務諸表への影響については、軽微です。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------------------|---------------------|--|--------------------|---------|-------|---------|
| 子会社 | 株式会社レゾナック | (所有) 直接 100.0% | 出資 資金の貸付 CMS取引 経営管理 土地・建物の賃貸 | 資金の貸付(注1) | 138,900 | 長期貸付金 | 237,500 |
| | | | | 受取利息 | 7,834 | 未収利息 | 1,088 |
| | | | | CMSによる資金預り (注1) | 104,282 | 預り金 | 34,087 |
| | | | | 支払利息 | 265 | 未払利息 | 11 |
| | | | | 経営管理料の受取 (注2) | 8,982 | 未収入金 | 2,475 |
| | | | | 不動産賃貸収入 (注3) | 7,659 | | |
| 孫会社 | Resonac Europe GmbH | (所有) 間接 100.0% | 資金の貸付 | 資金の貸付(注1) | 5,725 | 短期貸付金 | 23,041 |
| | | | | 受取利息 | 513 | 未収利息 | 44 |
| 孫会社 | Resonac America, Inc. | (所有) 間接 100.0% | CMS取引 | CMSによる資金預り (注1) | 21,499 | 預り金 | 21,499 |
| | | | | 支払利息 | 21 | 未払利息 | 21 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額は前期末残高からの増減額を記載しております。利率等は市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 取引価格等については、取引規模等を総合的に勘案し、株式会社レゾナックと交渉の上、決定しております。

(注3) 賃貸条件は近隣相場を勘案の上、合理的な判断から決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,532円86銭

1株当たり当期純利益 9円78銭

※当事業年度における普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を含めております。なお、当事業年度において、当該株式給付信託(BBT)及び当該株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式の期中平均株式数は461千株及び40千株であります。

(その他の注記)

1. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

株式会社レゾナック・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 宮 晋 伍

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 悠 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レゾナック・ホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社レゾナック・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計

算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

株式会社レゾナック・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 宮 晋 伍

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 悠 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レゾナック・ホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に

は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規

定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上